

ふるさと大分市応援寄附金取扱業務委託に係るプロポーザル参加事業者の公募について

ふるさと大分市応援寄附金取扱業務委託に係るプロポーザル参加事業者を次のとおり公募します。

令和8年9月14日

大分市長 足立 信也



1. 業務名

ふるさと大分市応援寄附金取扱業務

2. 業務の目的

大分市が行うふるさと大分市応援寄附金に係る寄附情報及び寄附者情報の管理並びに返礼品の発送管理等を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄附金の増加並びに市の魅力発信及び特産品の販路拡大を図り、もって市内企業及び地域の活性化を図ることを目的とする。

3. 業務の内容

「ふるさと大分市応援寄附金取扱業務委託仕様書」のとおり

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

6. 提案限度額 令和9年度 72,864,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和10年度 72,864,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和11年度 72,864,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託料は、市が受領した返礼金を要する寄附金額の5%以下（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の額とする。

※限度額算定の基礎となる各年度寄附金額を1,100,000,000円と仮定する。

7. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 市長が地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めた者にあつては、その事実を認めた後、3年を経過しないものでないこと。

(4) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこ

と。

(5) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年告示第377号）に基づく排除期間中でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) 提案書提出の日前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、更生計画の認可が決定されたとき又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）

(10) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

8. 参加資格の審査

(1) 令和8年10月9日（金）までに、次の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 参加申込書（様式第2号）
- ② 誓約書（様式第3号）
- ③ 会社の概要が分かる書類（任意様式、パンフレット可）
- ④ 経営状況等調査票（様式第4号）
- ⑤ 直前2年分の財務諸表類又はこれに代わる書類（直前2年分の決算書の写しでも可）
- ⑥ 受託実績表（様式第5号）
- ⑦ 印鑑登録証明書（原本・参加申込書に押印した実印の証明書）
- ⑧ 履歴事項全部証明書（原本・法務局で発行する法人の履歴事項証明書）
- ⑨ 国税については、法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（原本・発行後3ヶ月を超えないもの）
- ⑩ 地方税については、市町村税の完納証明書又は納税証明書（注1）（原本・発行後3ヶ月を超えないもの）

注1 ⑩の「市町村税の完納証明書又は納税証明書」については、大分市で課税がある場合（大分市に本店・支店・営業所がある場合等）は大分市が発行する完納証明書を、大分市で課税がない場合は本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書を提出すること。ただし、本店所在地が東京23区の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書を提出すること。

注2 参加申込書提出日において大分市競争入札参加資格を有している者は、⑦～⑩の書類を提出する必要はない。

(2) 提出期限までに参加申込書その他必要な書類を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。

(3) 提出者への通知

参加資格の審査結果は、参加資格の有無にかかわらず、令和8年10月16日（金）までに、参加申込書を提出した者に書面及び電子メールにて通知する。

9. 選定方法

選定にあたっては、参加者を公募し、参加申込をした者の中から参加資格を確認したうえで、提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、選定委員会による審査を行う。当該選定委員会の委員による採点の合計得点を集計し、最高得点者を受託候補者として選定する。

10. 手続き

(1) 担当部局

〒870-8504

大分市荷揚町2番31号

大分市商工労働観光部商工労政課（本庁舎9階） 担当者：香川、永藤

電 話：097-574-6181

FAX：097-533-9077

(2) 事業者選定までのスケジュール（予定）

	項 目	期 間 等
1	公募開始	令和8年 9月14日（月）
2	質問書の提出期限	令和8年 9月25日（金）17時15分まで
3	質問書に対する回答	令和8年10月 2日（金）
4	参加申込書の提出期限	令和8年10月 9日（金）17時15分まで
5	参加資格確認結果の通知	令和8年10月16日（金）
6	提案書の提出期限	令和8年10月23日（金）17時15分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和8年10月29日（木）（予定）
8	選定結果の通知・公表	令和8年11月上旬（予定）
9	契約内容の調整	令和8年11月中旬～契約締結日まで

① 実施要領及び仕様書等の入手方法

実施要領及び仕様書等については、市のホームページからダウンロードすること。

② 質問及び回答

質問期限：公告日から令和8年9月25日（金）17時15分まで

質問方法：質問書（様式第1号）により、電子メールにて受け付ける。

回答方法：令和8年10月2日（金）までに、質問内容とあわせ、質問者名等を伏せて、市のホームページ上で回答する。

③ 参加申込書の提出

提出期限：令和8年10月9日（月）17時15分まで（必着）

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

提出部数：1部

④ 参加資格確認結果の通知

参加申込書により参加資格を確認し、参加資格の有無にかかわらず、参加申込書を提出した者に書面及び電子メールにて通知する。

⑤ 提案書の提出

提出書類：別紙要領を参照

提出期限：令和8年10月23日（金）17時15分まで（必着）

提出部数：正本1部 副本6部（正本1部以外は、コピー可とする。）

⑥ プレゼンテーション

実施日：令和8年10月29日（木）を予定

※ 実施日及び場所については、後日、別途通知する。

⑦ 選定結果の通知・公表

選定結果は、全応募者に書面により通知する。あわせて、市のホームページにおいて受託候補者名を公表する。

通知日：令和8年11月上旬を予定

1.1. 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 提出書類に虚偽の記載があった場合

② 実施要領に違反があった場合

③ 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

④ 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

⑤ 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合

⑥ 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

⑦ その他、選定委員会が不適當と認めるとき

1.2. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託

委託業務について一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、市と協議の上委託業務の一部を委託することができるものとする。

(3) 個人情報保護

個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。また、本委託業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡すものとする。

(4) 守秘義務

委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

13. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しない。
- (3) 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (4) 参加業者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。
- (5) 提出された書類等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) 1者1提案とし、複数提案を禁止する。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、市と提案者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

14. その他

詳細は、「ふるさと大分市応援寄附金取扱業務委託に係るプロポーザル実施要領」によるものとする。